

# 介護保険制度について

長寿福祉課  
☎43・5217

## 2 社会福祉法人等の利用者負担軽減

介護保険制度では、通常1割または2割負担が原則ですが、社会福祉法人等のサービス事業所で介護サービス（施設サービス・ショートステイサービス・デイサービス・ホームヘルプサービス）を利用する場合、条件を満たし、認定を受ければ利用者負担が軽減されます。

対象者 市町村民税が非課税世帯の人で、次の①～⑤の条件の全てを満たす人

- 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下である
- 預貯金額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下である
- 世帯が居住用家屋や日常生活に必要な資産以外に利用できる資産を持っていない
- 負担能力のある親族に扶養されていない
- 介護保険料を滞納していない

※現在、制度を利用されている人につきましては、7月に更新案内及び更新申請書を送付します。引き続き利用される場合は、申請書を出してください。  
※現在の認定証には有効期限が平成27年6月30日になっていますが、平成27年7月31日まで使用できます

## 1 介護施設入所時の住居費と食費の軽減

介護保険施設（老人福祉施設・老人保健施設・療養型医療施設）に入所してサービスを受ける場合、条件を満たして認定を受ければ、居住費（滞在費）と食費に限度額が設定され、限度額を超える分については介護保険から給付し、利用者の負担を軽減します。

対象者 同じ世帯（世帯分離している配偶者含む）の誰にも市町村民税が課税されていない人（非課税世帯）、預貯金

表1.軽減措置が受けられる対象者

利用者負担段階	対象者
第1段階	①生活保護を受給している人 ②老齢福祉年金の受給者で本人と世帯全員（世帯分離している配偶者含む）が市町村民税非課税の人
第2段階	世帯全員（世帯分離している配偶者含む）が市町村民税非課税で、「本人の合計所得+課税年金収入」が80万円以下の人
第3段階	世帯全員（世帯分離している配偶者含む）が市町村民税非課税であって、第2段階以外の人

表2.負担限度額と基準費用額(1日あたり)

利用者負担段階	食費	居住費(滞在費)					
		多床室(相部屋)		従来型個室		ユニット型準個室	ユニット型個室
		特養	老健、療養	特養	老健、療養		
基準費用額	1,380円	※840円	370円	1,150円	1,640円	1,640円	1,970円
第1段階	300円	0円	0円	320円	490円	490円	820円
第2段階	390円	370円	370円	420円	490円	490円	820円
第3段階	650円	370円	370円	820円	1,310円	1,310円	1,310円

※平成27年4～7月は370円  
▲基準費用額は施設における平均的な費用を勘案して国が定めた費用額です。施設によっては、利用者負担額が基準費用額と異なる場合があります。

等が単身1000万円以下、夫婦2000万円以下の人が対象となり、それぞれの段階に応じて軽減を受けることができます。

申請方法 制度を利用するためには申請が必要ですが、申請書は長寿福祉課にありませうので必要事項を記入、押印の上、長寿福祉課へ提出してください。

### 【軽減を受けられる市内事業所】

- ▶緑風館 ▶緑風デイサービスセンター ▶みどりの家 ▶南あわじ市伊加利デイサービスセンター ▶特別養護老人ホームどんぐりの里 ▶どんぐりの里ショートステイ ▶どんぐりの里デイサービスセンター ▶幼老複合型ういす ▶特別養護老人ホーム翁寿園 ▶特別養護老人ホーム「太陽の家」 ▶特別養護老人ホーム「太陽の家」短期入所生活介護事業所 ▶平成ホームヘルプステーション ▶老人デイサービスセンター「ケアセンター太陽の家」 ▶三原デイサービスセンターやすらぎ ▶南あわじ市社会福祉協議会訪問介護事業所 ▶やすらぎ訪問介護事業所 ▶特別養護老人ホームすいせんホーム ▶南淡デイサービスセンターやすらぎ ▶小規模多機能施設 風らん

▲詳しくは、市のホームページにも掲載しています

## 縦覧

### 都市計画下水道の変更に係る都市計画(案)の公告および図書の縦覧

市内の下水道の処理区域および施設の統廃合を行い公共下水道処理区域を変更するため、「都市計画下水道の変更に係る都市計画(案)」を公告し、関係図書を縦覧します。また、縦覧期間中には計画(案)に対する意見書を提出することができます。

縦覧期間 7月1日(水)～7月15日(水)  
縦覧場所 都市計画課(市役所本館2階)  
意見書の提出方法 住所氏名、年齢および案件についての意見を添付した書状を、都市計画課へ提出  
☎都市計画課43・5227

※縦覧期間中は、市のホームページでも閲覧できます

## 説明会

### 淡路地域の都市計画の方向性を示す『都市計画区域マスタープランの見直し案』

長期的視点に立った都市の将来像とその実現に向けての大きな道筋を明らかにする「淡路地域都市計画区域マスタープランの見直し案」について、説明会を次のとおり開催します。

※会場容量(40人)を超えた場合は入場制限を行う場合があります  
◆見直し案の閲覧 閲覧期間 7月1日(水)～9月3日(木)  
閲覧場所 兵庫県都市計画課および南あわじ市都市計画課(兵庫県ホームページにも掲載)

日時 7月30日(木) 午後7時～8時  
場所 洲本市市民交流センター(洲本市宇原1788の1)

☎078・3362・3578

http://web.pref.hyogo.lg.jp/town/cate3\_201.html

## 注意

### 違反を繰り返す自転車利用者に『自転車運転者講習』を義務づけ

平成27年6月1日から、交通の危険を生じさせる違反を繰り返す自転車利用者(14歳以上対象)には、安全運転を行わせるため講習の受講が義務づけられました。

これらの違反を3年以内に2回以上繰り返す自転車運転者には、公安委員会より講習の受講を命じられます。また、命令を無視して受講しない場合は、5万円以下の罰金が適用されます。  
☎危機管理課43・5203

### ▼交通の危険を生じさせる違反 14項目

①信号無視	⑧交差点優先車への通行妨害
②通行禁止道路の通行	⑨環状交差点の安全進行義務違反
③歩行者用道路での歩行者妨害	⑩指定場所一時不停止等
④通行区分違反	⑪歩道通行時の通行方法違反
⑤路側帯での歩行者妨害	⑫ブレーキ不良自転車運転
⑥遮断踏切への立ち入り	⑬酒酔い運転
⑦交差点安全進行義務違反等	⑭安全運転義務違反

### 夏の交通事故防止運動の実施

- ◆期間 7月15日(水)～24日(金)
- ◆やさしさの笑顔で走る 兵庫の道
- ◆運動重点 兵庫の道
- ①子どもと高齢者の交通安全
- ②自転車の交通安全
- ③飲酒運転など悪質・危険な運転の根絶
- ④全ての座席のシートベルトとチャイルドシート

☎危機管理課43・5203

### みなさんのお役に立ちます

- 植木剪定 ○大工・左官仕事 ○農作業 ○除草・草刈 ○軽作業
- 施設管理 ○清掃 ○毛筆筆耕 ○家事手伝い(掃除・洗濯・食事支度) など

お気軽にお電話下さい どんない仕事でもご相談下さい

### (公社)南あわじ市シルバー人材センター

広田事業所 TEL / 0799-45-0012  
福良事業所 TEL / 0799-52-0070  
西淡窓口 TEL / 0799-36-2083

広告

### 会員募集中